

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2026年（令和8年）3月9日

福山市長 枝 広 直 幹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ミスターマックス福山東川口店  
所在地 福山市東川口町一丁目1800番1
  
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名  
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社ミスターマックス・ホールディングス  
代表取締役社長 平野 能章  
住所 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
  - (2) 小売業を行う者  
名称 株式会社ミスターマックス 代表取締役 佐藤 昭彦  
住所 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
  
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
2026年（令和8年）11月4日
  
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,617㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

117台

(2) 駐輪場の収容台数

20台

(3) 荷さばき施設の面積

50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

建物東側 20.87m<sup>3</sup>

建物敷地北側 4.38m<sup>3</sup>

合計 25.25m<sup>3</sup>

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時～午後12時(24時間)

7 届出年月日

2026年(令和8年)3月3日

8 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2026年(令和8年)3月9日から2026年(令和8年)7月9日まで

9 意見書の提出

(1) 提出期限

2026年(令和8年)7月9日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課